



厚生労働省福島労働局発表  
平成29年8月7日

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 白井良一  
賃金指導官 宗像京子  
電話024-536-4604

～福島地方最低賃金審議会、福島労働局長に答申～

**福島県最低賃金（時間額）を748円（+22円）に**

《時間額に統一（平成14年度）された以降、最高の引き上げ額》

- 1 福島地方最低賃金審議会（会長 鈴木和郎）は、福島県最低賃金について748円（現行の時間額726円を22円（3.0%）引上げ）を同審議会の意見とすることを決定し、本日、福島労働局長（局長 島浦幸夫）に答申しました。
- 2 この答申を受け、福島労働局長は、決定・公示などの手続を経て、福島県最低賃金を改正します。  
なお、新たな最低賃金の発効日は、最も早い場合で「平成29年10月1日」となります。

（審議経過）

平成29年7月4日に、福島労働局長が福島地方最低賃金審議会に対して改正決定に係る諮問を行いました。

同審議会は、諮問を受けて、専門部会（別紙参考1「表1」参照）を設置し、平成29年7月20日以降、4回にわたり専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された平成29年度地域別最低賃金額改定の目安（福島県はDランク22円）を参考に、現行の最低賃金に係る実態調査、経済状況等の各種統計及び参考人の意見などを基に審議を重ねた結果、本日の答申に至りました。

（最低賃金について）

最低賃金には、

①常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、県内全ての労働者に適用される「福島県最低賃金」

②県内の特定産業に従事する労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

今回の答申は、①の福島県最低賃金についてのものです。

(参考1)

表1 福島県最低賃金審議会委員 (○は専門部会委員)

(会長 鈴木 和郎)

(五十音順)

	氏 名	現 職
公益を代表する委員	遠藤 明子	福島大学経済経営学類准教授
	○貴田岡 信	福島大学経済経営学類准教授
	○鈴木 和郎	公認会計士
	○藤野 美都子	福島県立医科大学医学部教授
	榎 裕康	弁護士
労働者を代表する委員	○遠藤 徳雄	日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長
	中澤 智昭	自動車総連福島地方協議会副議長
	○深谷 浩明	JAM南東北福島県連絡会事務局長
	○八巻 正一	電機連合福島地方協議会事務局長
	渡邊 いづみ	UAゼンセン福島県支部常任委員
使用者を代表する委員	○石井 浩	福島県商工会議所連合会常任幹事
	○今泉 秀記	福島県商工会連合会専務理事
	熊本 俊博	福島県中小企業団体中央会副会長兼専務理事
	○佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事
	渋谷 順子	渋谷レックス株式会社 代表取締役社長

表2 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 14	610	0	0.0	平成 14.10.1
15	610	0	0.0	—
16	611	1	0.2	16.10.1
17	614	3	0.5	17.10.1
18	618	4	0.7	18.10.1
19	629	11	1.8	19.10.19
20	641	12	1.9	20.10.22
21	644	3	0.5	21.10.18
22	657	13	2.0	22.10.24
23	658	1	0.2	23.11.2
24	664	6	0.9	24.10.1
25	675	11	1.7	25.10.6
26	689	14	2.1	26.10.4
27	705	16	2.3	27.10.3
28	726	21	3.0	28.10.1
29	748	22	3.0	29.10.1 予定